

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年10月2日

香川県知事 池田 豊人

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三豊市豊中町本山甲字百合田778番	田	1,007

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
田・畑として利用	令和8年12月1日	権利の始期から令和18年11月30日まで	20,140

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人香川県農地機構 理事長 秋山 浩章 高松市仏生山町甲263番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
三豊市豊中町本山甲字百合田778番	（亡）高木 榮

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに高松法務局観音寺支局に補償金を供託する。